備考	

	(公社)全日本不動産協会
	講習センター(3262)5082
注意事項	
1 取引の関係者が	nら請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること
2 登録が消除され	たとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
3 事務禁止の処分	}を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
4 本証は他人に貧	F与し、又は譲渡してはならない。
5 本証を更新する	る場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する
講習を受講する	こと。